

下呂市監査告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき提出された住民監査請求について、下呂市住民監査請求取扱要綱第8条第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年3月1日

下呂市監査委員 都竹基己  
下呂市監査委員 今井能和

# 決 定 書

## 1 請求人

(1) 住所 (略)

氏名 跡津区電力対策委員会 委員長 A

(2) 住所 (略)

氏名 跡津区電力対策委員会 副委員長 B

(3) 住所 (略)

氏名 跡津区電力対策委員会 副委員長 C

## 2 代表請求人

(1) 住所 (略)

氏名 跡津区電力対策委員会 委員長 A

## 3 請求年月日

令和4年1月24日

## 4 請求の要旨

(1) 標 題 西上田区・跡津区の給水施設の所有権および維持管理責任について

(2) 請求内容

標題給水施設は、中部電力(株)から谷水濁水の補償を受けた「貴重な灌漑施設」であり、下呂市長は諸契約から明らかな市所有を否定して、現在も住民が灌漑用水等に使用している「大切な市所有財産」を放棄しようとしている。

さらに、財産権の一種である水利権(跡津区が萩原町に提供し補償金を受領)をも所有を否定し放棄しようとしている。

加えて、維持管理責任も限定的(中電から受領した維持管理費以上の支出を否定)と主張して、契約を無視してその管理責任義務も放棄しようとしている。

当施設の送水管は耐用年数を超えており、破断による修理が必要な事態や災害により大規模改修が必要となった場合など、早晚維持管理費の不足による施設の存続が危惧される事態が予測され、住民の利益を著しく阻害することは必定である。

このため、下呂市長に対し、法的な効果が生じる約束である契約に基づき施設と水利権の市所有を認め市有財産として登録すること、併せて維持管理責任を認め修繕や保全など将来に亘る施設の適正な管理をするよう求め住民監査請求する。

なお、既に市に何度も提案している中電補償施設である類似事例を参考資料として添付する。

## 5 監査委員の判断

### (1) 主 文

本件請求を却下する。

### (2) 理 由

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求は、当該請求に係る事項の全部についてこれらを証明する書面を添付しなければならず、この事実証明書は請求の要旨を裏付けるものと客観的に認められることが必要である。

しかしながら、当該請求に添付された事実証明書を確認したところ、昭和 52 年 3 月 31 日に協定が結ばれた「西上田区・跡津区の給水施設」の所有権が下呂市にある事実を証明する書面の添付は確認できなかった。そのため、下呂市住民監査請求取扱要綱第 8 条第 2 項の規定により、当該給水施設の所有権が下呂市にある事実を証明する書面の提出を 2 度にわたり求めたが、請求人から追加提出された書面においては事実の確認はできなかった。

また、事実証明書添付の、昭和 58 年 3 月 1 付け協定書の「中切第 2 ポンプ施設」は、その後廃止され、現在は存在していない。

次に、水利権については、地方自治法第 238 条第 1 項に規定する普通地方公共団体の所有に属する財産の範囲には含まず、住民監査請求の対象とはならない。

したがって、本件請求は、請求要件を具備しておらず不適法な請求であると言わざるを得ない。

よって、監査委員の合議により、主文のとおり決定する。

令和 4 年 2 月 22 日

下呂市監査委員 都竹 基己

下呂市監査委員 今井 能和